

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>
 鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

鳥取労働局行政運営方針について

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国民生活の保障及び向上を図り、地域経渢の発展に寄与するため、労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とし、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、地域における総合労働行政機関として、各種施策の効果的運営を目指します。

鳥取労働局では、各種の行政課題に対応するため、毎年度、「行政運営方針」を策定しています。

平成27年度は、特に最重点で取組む施策として、次の四つの項目を掲げ、より効率的、効果的な行政運営を行うこととしています。

平成27年度 行政運営方針「最重点施策に係る目標数値」

最重点施策	目 標	実 施 事 項（達成方法）
1 就用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進	① 就用形態が正社員である求人数を対前年度比2.5%以上とする。 ② 常用雇用の就職件数を13,300件以上とする。 ③ 雇用保険受給者の早期再就職件数を3,030件以上とする。 ④ 常用雇用の求人充足数を12,730件以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 正社員求人、多くの求職者が希望する求人に重点を置いた求人開拓の実施 雇用関係給付金の活用による求人開拓の実施 県・市町村産業振興施策との緊密な連携による誘致企業や創業・事業拡大企業等の求人の確保 県と連携した求人開拓の実施 県と連携した人材不足業種への人材確保の支援 担当者制による職業相談 就職支援セミナーの充実 個別求人開拓の実施 「早期就職支援コーナー」による就職支援プログラムの実施 就職支援セミナーの充実（再掲） 事業所担当制（求人担当制）等による求人充足サービスの実施 求人充足に向けたコンサルティングの実施 求職者情報の積極的な提供によるマッチング 企業説明会及びミニ面接会等の開催 求人条件緩和指導の実施 ハローワーク（わかもの支援コーナー（鳥取所）、わかもの支援窓口（米子所））による就職支援 若者応援企業宣言事業の推進 各種助成金制度等の活用による就職支援 若者仕事ぶらざ（ジョブ・カフェ、地域共同就職支援センター）におけるきめ細やかな職業支援 とっとり・よなご若者サポートステーションとの連携による就職支援 若者への職業能力開発機会への提供 キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金等の活用・支援 第12次労働災害防止推進計画の重点業種に対する、その特性に応じた労働災害防止対策等の指導 リスクアセスメント未実施事業場等に対する導入・定着の指導と担当者養成のための講習等の実施 「STOP！転倒災害プロジェクト2015」、安全衛生管理活動計画書、「安全「見える化」ととどり運動」、鳥取県産業安全衛生大会、「ゼロ災55」無災害運動等を通じた自主的な安全衛生に係る取組の推進 安全衛生大使専門家会議からの提案を踏まえた指導の実施 労働安全衛生法令の一部改正の周知・指導 時間外・休日労働が1か月あたり100時間以上と考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の徹底 企業における働き方の見直しに係る取組の推進 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導の実施 過重労働解消キャンペーンの実施 個別事業主等へのポジティブ・アクション取組の要請 「輝く女性活躍加速化ととどり会議」を通じた取組促進 女性の活躍推進実施企業の好事例の周知（均等・両立推進表彰企業等） 「くるみん」認定取得の取組促進 マザーズコーナーにおける「マザーズハローワーク事業」の推進 県の「米子レディース仕事ぶらざ」との一体的実施による運営
2 若者の活躍推進・正規雇用の拡大	① フリーター等の正規雇用件数を2,349件以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 「早期就職支援コーナー」による就職支援プログラムの実施 就職支援セミナーの充実（再掲） 事業所担当制（求人担当制）等による求人充足サービスの実施 求人充足に向けたコンサルティングの実施 求職者情報の積極的な提供によるマッチング 企業説明会及びミニ面接会等の開催 求人条件緩和指導の実施 ハローワーク（わかもの支援コーナー（鳥取所）、わかもの支援窓口（米子所））による就職支援 若者応援企業宣言事業の推進 各種助成金制度等の活用による就職支援 若者仕事ぶらざ（ジョブ・カフェ、地域共同就職支援センター）におけるきめ細やかな職業支援 とっとり・よなご若者サポートステーションとの連携による就職支援 若者への職業能力開発機会への提供 キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金等の活用・支援 第12次労働災害防止推進計画の重点業種に対する、その特性に応じた労働災害防止対策等の指導 リスクアセスメント未実施事業場等に対する導入・定着の指導と担当者養成のための講習等の実施 「STOP！転倒災害プロジェクト2015」、安全衛生管理活動計画書、「安全「見える化」ととどり運動」、鳥取県産業安全衛生大会、「ゼロ災55」無災害運動等を通じた自主的な安全衛生に係る取組の推進 安全衛生大使専門家会議からの提案を踏まえた指導の実施 労働安全衛生法令の一部改正の周知・指導 時間外・休日労働が1か月あたり100時間以上と考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の徹底 企業における働き方の見直しに係る取組の推進 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導の実施 過重労働解消キャンペーンの実施 個別事業主等へのポジティブ・アクション取組の要請 「輝く女性活躍加速化ととどり会議」を通じた取組促進 女性の活躍推進実施企業の好事例の周知（均等・両立推進表彰企業等） 「くるみん」認定取得の取組促進 マザーズコーナーにおける「マザーズハローワーク事業」の推進 県の「米子レディース仕事ぶらざ」との一体的実施による運営
3 安全で健康に働く環境づくり	① 休業4日以上の死傷者数を424人以下とする。 ② 死亡災害の減少を図る。 ③ 年次有給休暇の取得率 前年又は前年度以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 「STOP！転倒災害プロジェクト2015」、安全衛生管理活動計画書、「安全「見える化」ととどり運動」、鳥取県産業安全衛生大会、「ゼロ災55」無災害運動等を通じた自主的な安全衛生に係る取組の推進 安全衛生大使専門家会議からの提案を踏まえた指導の実施 労働安全衛生法令の一部改正の周知・指導 時間外・休日労働が1か月あたり100時間以上と考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の徹底 企業における働き方の見直しに係る取組の推進 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導の実施 過重労働解消キャンペーンの実施 個別事業主等へのポジティブ・アクション取組の要請 「輝く女性活躍加速化ととどり会議」を通じた取組促進 女性の活躍推進実施企業の好事例の周知（均等・両立推進表彰企業等） 「くるみん」認定取得の取組促進 マザーズコーナーにおける「マザーズハローワーク事業」の推進 県の「米子レディース仕事ぶらざ」との一体的実施による運営
4 女性の活躍推進	① 301人以上規模事業主（県内本社42社（2月末現在））に女性の活躍推進の取組を求める。 ② 「くるみん」を4社に認定する。 ③ マザーズハローワーク事業の重点支援対象者の就職率を87.5%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 個別事業主等へのポジティブ・アクション取組の要請 「輝く女性活躍加速化ととどり会議」を通じた取組促進 女性の活躍推進実施企業の好事例の周知（均等・両立推進表彰企業等） 「くるみん」認定取得の取組促進 マザーズコーナーにおける「マザーズハローワーク事業」の推進 県の「米子レディース仕事ぶらざ」との一体的実施による運営

平成27年度全国安全週間の実施について

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により、労働災害は長期的には減少していますが、平成26年上半年は労働災害が大幅に増加し、8月に緊急対策を講じたものの、平成26年の労働災害は前年を上回る結果となりました。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足

が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定されます。

また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられます。

これらの状況を踏まえ、平成27年度の全国安全週間のスローガンについては、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険個所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、次のとおりとなりました。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りましょう。

平成27年度「全国安全週間」スローガン 危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

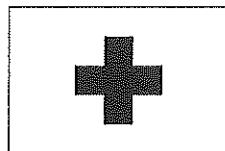
2 期間

平成27年7月1日から7月7日まで。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成27年6月1日から6月30日までが準備期間です。

3 実施者

各事業場



4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

① 共通事項

ア 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚

イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施

② 特別重点事項

ア 転倒灾害防止対策の取組（定着）状況の確認

イ 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

③ その他

ア 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほか ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

イ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

ウ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

エ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 繼続的に実施する事項

① 共通事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 安全衛生管理体制の確立

- ア 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- イ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ウ 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

(イ) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(ウ) 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ウ リスクアセスメントの普及促進及びその結果を踏まえた機械設備の安全化、作業方法、作業環境等の改善
- エ 女性労働者や高年齢労働者が活躍するための職場改善の推進

(エ) その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ウ 業種横断的な労働災害防止対策
- エ STOP! 転倒灾害プロジェクト2015
 - ア 4Sの徹底による安全な作業通路の確保
 - イ 転倒しにくい安全な歩き方、作業方法の推進
 - ウ 作業内容に適した防滑靴等の着用の促進

- (イ) 交通労働災害防止対策
- a 適正な走行計画の策定による運転者への負担の軽減
 - b 交通危険マップ等による危険情報の共有
 - c 点呼時の交通KY活動による安全意識の高揚
- (ウ) 热中症予防対策
- a WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - b 計画的な暑熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - c 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
 - d 热中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
- (エ) 腰痛予防対策
- a 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及
 - b 腰痛予防に関する労働衛生教育（介護作業等の雇入れ時教育を含む。）の実施、腰痛予防体操の励行
- (オ) 酸素欠乏症等の防止対策
- a 酸素欠乏危険場所における酸素及び硫化水素濃度の作業前測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (カ) 化学物質による労働災害防止対策
- a 化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施
 - b SDS等により把握した危険有害性情報に基づく、化学物質の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の推進
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 製造業における労働災害防止対策
- (ア) 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- (イ) 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
- (ウ) 未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
- イ 建設業における労働災害防止対策
- (ア) 一般的な事項
- a 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - b 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
 - c クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - d 事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮
- (イ) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 幅狭工事における適正な施工計画、作業計画の作成
- 及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
 - c 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - d 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
- ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進
- (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- (ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
- エ 第三次産業における労働災害防止対策
- (ア) 安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施
- オ 林業の労働災害防止対策
- (ア) 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (イ) 間伐作業での安全対策の徹底
- (ウ) 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- カ 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策
- (ア) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- (イ) 特に改造・修理等の非常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し

5 主唱者(厚生労働省)及び協賛者(各労働災害防止団体)の実施事項

安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

【平成27年度(第43回)鳥取県産業安全衛生大会】

日 時：平成27年7月3日(金) 13:15～16:30

場 所：米子市文化ホール(米子市末広町212-5)

特別講演：「交通労働災害の防止について！」(仮称)

講師：米子警察署 交通第一課長 小椋克久 警部

※ なお、事業場からの活動事例発表等も予定しておりますので、多数の皆様のご参加をお願いいたします。

「平成28回鳥取地方労働審議会」を開催

平成27年3月12日(木)13時30分から鳥取労働局庁舎4F大会議室において、第28回鳥取地方労働審議会(会長 小林一 鳥取大学農学部教授)が開催されました。

本審議会では、冒頭、河野純伴鳥取労働局長から雇用情勢や地方創生に触れた挨拶があり、その後、議事に入り、鳥取労働局の重点的な施策や数値目標を掲げた「平成26年度行政運営方針」の進捗状況や「平成27年度行政運営方針(案)」について事務局の久野克人総務部長から説明を行った後、出席した公益・労働者側・使用者側の各委員から質問や意見などを受けました。



また、鳥取県と鳥取労働局が連携して行う施策を取りまとめた「平成27年度鳥取県雇用施策実施方針案」等について、事務局から説明を行いました。

このほか、鳥取市が策定する「鳥取市地域雇用創造計画(案)」、鳥取県が策定する「倉吉公共職業安定所地域雇用開発計画(案)」についても、それぞれ鳥取市及び鳥取県の担当者から説明を行い、委員からの意見を聴取しました。



鳥取労働局では、本審議会での委員からの意見等を踏まえ、「平成27年度行政運営方針」を策定するほか、鳥取県知事の意見を聴いて、鳥取県と「鳥取県雇用施策実施方針」を策定し、これらの政策方針に基づき、県内の雇用情勢の改善、働き方の見直しの推進、女性の活躍推進等の重点的な施策を推進していくこととしています。



「働き方改革推進本部」が県内企業に要請(2~3月度)

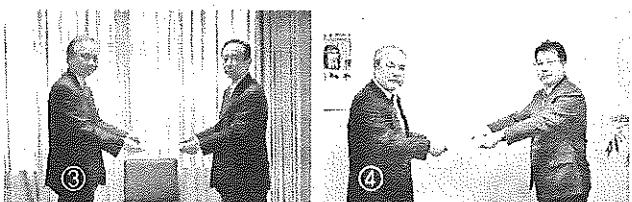
鳥取労働局内に平成27年1月15日に設置した「鳥取労働局 働き方改革推進本部」では、本部長の河野純伴局長と副本部長の北代昌巳前労働基準部長らが2~3月にかけて県内の8企業に要請しました。

去る2月23日に①(独)労働者健康福祉機構 山陰労災病院(米子市・保健衛生業)、同月25日に②三洋製紙㈱(鳥取市・製造業)、同月27日に③㈱鳥取大丸(鳥取市・商業)、④やまこう建設㈱(鳥取市・建設業)及び3月3日に⑤後藤工業㈱(米子市・製造業)、⑥境港海陸運送㈱(境港市・運輸交通業)、同月4日に⑦西谷技術コンサルタント㈱(倉吉市・その他の事業)、同月18日に⑧㈱鳥取銀行(鳥取市・金融業)に対して、それぞれ企業のトップと面談の上、働き方の見直しに向けた取組を呼び掛けるとともに、各企業における取組事例の収集等を行いました。



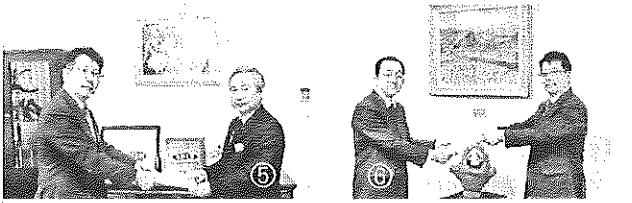
①大野 耕策 院長

②高橋 亨仁 常務取締役工場長



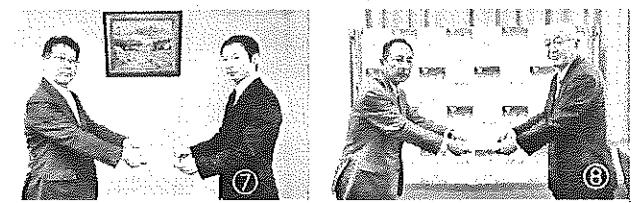
③米原 正明 取締役社長

④岸本 行正 代表取締役社長



⑤松江 利光 代表取締役社長

⑥後地 良樹 代表取締役社長



⑦山本 賢一郎 代表取締役社長

⑧石河 泰正 代表取締役副頭取

今後も引き続き、「鳥取労働局 働き方改革推進本部」では、県内の各企業を訪問し、企業のトップに対して、働き方の見直しに向けた取組を呼び掛けるとともに、各企業における実情や取組事例の収集等を行っていきますので、会員事業場の皆様方におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、詳しい情報は、鳥取労働局ホームページの専用バナーから ⇒

鳥取労働局
働き方改革推進本部

労働保険年度更新は早めの手続きを!!

平成27年度の労働保険年度更新は、6月1日(月)から7月10日(金)までに「平成26年度確定労働保険料」と「平成27年度概算労働保険料」の申告・納付を行っていただきます。

この申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業場あてに発送いたします。

鳥取労働局では、「平成27年度の労働保険年度更新に係る説明会及び集合受付」を県内東部・中部・西部の各会場で開催しますので、最寄りの会場にお越しください。

また、インターネットを利用した電子申請や金融機関で手続を行うことも可能です。

◎電子申請の場合は、申告書の右上に印刷してある8桁のアクセスコードを使用して手続を行っていただきます。

併せて、電子納付を利用することも可能です。

電子申請に関する詳しいことは、電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

◎金融機関を利用される場合は、申告書の提出と保険料の納付を同時にに行っていただくことになります。

この場合、申告書と納付書を切り離さずに金融機関の窓口に提出してください。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取扱は行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

また、平成27年度から労災保険率の一部が改定(全54業種のうち、引下げとなるのが23業種、引上げとなるのが8業種で、その詳細は、本紙平成27年3月1日付け第319号の6「労災保険率の改定等について」を参照)されましたので、ご留意ください。

なお、雇用保険料率は、平成26年度から変更はありません。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険窓口(☎ 0857-29-1702)までお問合せください。

平成27年度 労働保険年度更新説明会・集合受付日程

【説明会】

地区	月 日	時 間	会 場
中 部	6月 9日(火)	一般業種及び雇用保険 10:00~12:00	倉吉未来中心 小ホール (倉吉市駄経寺町212-5) ☎ 0858-23-5390
西 部	6月 10日(水)		米子コンベンションセンター 小ホール (米子市末広町294) ☎ 0859-35-8111
東 部	6月 11日(木)	一括有期事業(建設業・林業) 13:30~15:30	とりぎん文化会館 小ホール (鳥取市尚徳町101-5) ☎ 0857-21-8700

【集合受付】

地 区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月 15日(月)	9:00~17:00	鳥取労働局庁舎 (4F大会議室)
	6月 16日(火)	9:00~17:00	鳥取労働局庁舎 (4F大会議室)
	6月 17日(水)	9:00~17:00	鳥取労働局庁舎 (4F大会議室)
	6月 24日(水)	10:00~16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	6月 30日(火)	10:00~16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月 3日(金)	10:00~16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月 10日(金)	9:00~17:00	鳥取労働局庁舎 (4F大会議室)
中 部	6月 19日(金)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎 (4F会議室)
	6月 26日(金)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎 (4F会議室)
	7月 1日(水)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎 (4F会議室)
	7月 10日(金)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎 (4F会議室)
西 部	6月 18日(木)	10:00~16:00	米子食品会館 (新館大ホール)
	6月 22日(月)	10:00~17:00	米子食品会館 (新館大ホール)
	6月 23日(火)	9:30~16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月 25日(木)	10:00~16:00	米子食品会館 (新館2F会議室)
	6月 29日(月)	11:00~15:00	日野町山村開発センター (小会議室)
	7月 2日(木)	10:00~16:00	米子食品会館 (新館大ホール)
	7月 10日(金)	10:00~16:00	米子食品会館 (新館2F会議室)

「労働契約法等セミナー」を開催

平成27年4月1日施行の「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」の説明を含めた「労働契約法等セミナー」が鳥取労働局主催で、平成27年3月3日(火)に県西部の米子コンベンションセンター6階第7会議室、同月4日(水)に中部の倉吉体育文化会館2階中研修室及び同月9日(月)に東部のさざんか会館5階大会議室の3会場において、事業場の人事労務担当者ら合計約250名の参加者を集めて、それぞれ開催されました。



本セミナーでは、冒頭、鳥取労働局の北代昌巳前労働基準部長からセミナー開催の経緯、内容及び働き方改革の周知に触れた挨拶がありました。

その後、「労働基準法の基礎知識と労働契約法について」と題して、同局監督課の倉田利男前働き方・休み方改善コンサルタントから労働基準法の概要と労働契約法の基礎について説明があり、引き続き、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について」と題して、同課の横井友一働き方・休み方改善コンサルタントから高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールと特例の仕組及び認定申請の流れ等について、詳細な説明がありました。

また、本年4月1日施行の「改正パートタイム労働法」について、同局雇用均等室の川口博己雇用均等指導員からその改正内容について説明があり、本セミナーの参加者は、労働者の雇用の安定を図ることの目的、無期転換のルールや雇用管理上の措置などについて、理解を深めました。

清水建設㈱広島支店の工事現場に「建設事業無災害表彰」を贈呈

「建設事業無災害表彰」は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的として、工期が予定されている事業であって、建設業に該当するもののうち、労働者災害補償保険（労災保険）の保険料の概算又は確定額が160万円以上ものに適用し、全工期を通じ業務上の災害が発生しなかつた事業場に、厚生労働省労働基準局長による表彰状を授与する制度です。

鳥取労働局では、米子労働基準監督署管内において、清水建設㈱広島支店が施工した建設工事を無災害で竣工させたことに対し、去る3月20日(金)11時から同局庁舎において、「平成26年度第2回建設事業無災害表彰式」を開催し、岡崎淳一厚生労働省労働基準局長からの表彰状を北代昌巳前労働基準部長が当該工事現場の黒岡久典工事長に対して伝達しました。

なお、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」に関する詳細は、厚生労働省ホームページの「労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～」の中に掲載しています。

【アドレス↓】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/

賃金に関する各種調査にご協力を!!

鳥取労働局労働基準部賃金室では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っていますので、調査票が届いた事業場の皆様方には、ご協力をお願いいたします。

①「賃金改定状況調査」(提出期限6月3日(水))

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

②「最低賃金に関する基礎調査」(提出期限6月10日(水))

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

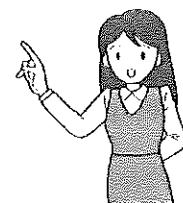
③「賃金構造基本統計調査」(提出期限は封筒に記載)

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

なお、個別の事業場の名称が公表されることはありません。

また、これらの調査は、その調査目的以外には使用することはありません。



ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室(☎0857-29-1705)までお問合せください。

建設事業無災害表彰式



建設事業無災害表彰式



左から北代昌巳前労働基準部長、清水建設㈱の黒岡工事長、同局の木村靖健康安全課長

【事業の内容】

- ・工事名：源吉兆庵鳥取・米子大山工場新築工事
- ・施工者：清水建設㈱広島支店(広島市中区上八丁堀)
- ・工 期：平成25年3月14日～平成26年9月30日
- ・工事概要：鉄骨造地上2階 搭屋1階建、

建築面積2,401.87m²、延床面積4,291.81m²

産業保健活動総合支援事業のサービス内容について

●鳥取産業保健総合支援センターは、企業の明るい未来のために、働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートしています。

主な事業内容は、次のとおりです。

(1)産業保健研修会(セミナー)の開催

産業保健に関する様々なテーマで、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者、保健師・看護師、労務担当者等)を対象とした研修会を実施しています。



(2)窓口相談・実地相談対応

産業保健スタッフを対象として、健康障害、メンタルヘルス、化学物質管理、健康診断等、産業保健に関する様々なご相談に対応いたします。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援(職場環境改善等)が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

(3)メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援・管理者教育の実施

メンタルヘルス対策の専門家が個別に事業場を訪問して、職場のメンタルヘルス対策の体制整備、心の健康づくり計画等についてアドバイスを行います。また、ご希望により管理者教育を実施します。

(4)産業保健に関する情報提供

ホームページ(HP)、メールマガジン等を通じて、産業保健に関する法令、研修会等の各種情報を発信しています。また、環境測定機器等の貸出も行っております。

メールマガジンは、当センターHPからご登録いただけます。



鳥取産業保健総合支援センター

〒680-0846 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6F

☎ 0857-25-3431 · FAX 0857-25-3432

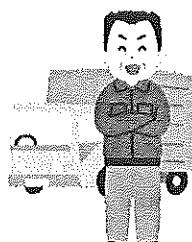
HP アドレス <http://www.tottori-sanpo.jp/>

●各地域産業保健センターでは、産業医の選任されていない労働者数50人未満の事業場を対象に、そこで働く人や事業主への様々な産業保健サービスを無料でご提供しています。

主な事業内容は、次のとおりです。

(1)健康診断後の医師の意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことができます。



(2)長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が疲労の蓄積度に応じた面接指導を行います。

(3)労働者の健康管理に係る相談(メンタルヘルスを含む)

脳・心臓疾患のリスクが高い労働者、メンタルヘルス不調を感じている労働者、治療と職業生活の両立を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業主に対し、医師・保健師による相談・指導を行います。

(4)個別訪問による産業保健指導の実施

医師又は保健師が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的なアドバイスを行います。

東部地域産業保健センター

〒680-0845 鳥取市富安1丁目75 鳥取県東部医師会館内

☎ 0857-29-2255 · FAX 0857-22-2754

中部地域産業保健センター

〒682-0871 倉吉市旭田町18 鳥取県中部医師会館内

☎ 0858-23-2651 · FAX 0858-23-2651

西部地域産業保健センター

〒683-0824 米子市久米町136 鳥取県西部医師会館内

☎ 0859-22-3570 · FAX 0859-34-6252

◆5月のセミナー

ストレスチェック制度に関するセミナーを開催します。

▶『西部会場』:米子コンベンションセンター5F 第4会議室(米子市)

日時:平成27年5月13日(水)14:00~16:00

▶『中部会場』:倉吉未来中心 セミナールーム1(倉吉市)

日時:平成27年5月22日(金)14:00~16:00

▶『東部会場』:とりぎん文化会館 2F 第4会議室(鳥取市)

日時:平成27年5月27日(水)14:00~16:00

※テーマ・内容・講師については3会場とも同じです。

【テーマ】:『ストレスチェック制度に関するセミナー』

【内容】:「ストレスチェック制度義務化」が労働安全衛生法改正により平成27年12月1日から施行されます。新たな指針・チェック項目、面接指導方法・情報管理などについて、今までの動向を踏まえて、今後、安全衛生委員会等で検討していただきたい事を説明します。

【講師】:産業保健相談員 芦村浩／産業心理相談室 代表

※お申込み・研修会の詳細の確認は、以下のHPよりお願いします。一度に複数回の申込みが可能です。

・アドレス http://www.tottori-sanpo.jp/?page_id=74

・鳥取産業保健総合支援センター(☎ 0857-25-3431)

なお、独立行政法人労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センターの事務局体制は、次のとおりになっています。

(平成27年4月1日現在)		
職名	新任	前任
【鳥取産業保健総合支援センター】		
所長	能勢 隆之	川崎 寛中
副所長	森下 芳則	西尾 克美
労働衛生専門職	西垣 正夫	
職員	高塚 千恵美	服部 審和
【東部地域産業保健センター】		
コーディネーター	太田垣 繁	
【中部地域産業保健センター】		
コーディネーター	源 重政	
【西部地域産業保健センター】		
コーディネーター	景山 健二	

「鳥取産業保健総合支援センター全体会議」を開催

平成27年3月5日(木)15時から鳥取県医師会館(鳥取市戎町)において、県内の労働衛生に関する機関、団体等の関係者29名を招集して、平成26年度「鳥取産業保健総合支援センター全体会議」が開催されました。



本会議には、当協会から竹中由紀夫会長が同センター運営協議会の委員として出席しました。

会議の冒頭、同センターの川崎寛中前所長から「産業保健を支援する3事業が一体となった新たな組織として初めての会議なので、積極的なご意見をよろしくお願ひします。」と開会の挨拶があり、出席委員紹介の後、「同センター全体会議開催要領(案)」の承認がなされました。



会議の冒頭に挨拶する鳥取産業保健総合支援センターの川崎寛中前所長

その後、公益社団法人鳥取県医師会長の魚谷純同センター運営協議会会长を議長にして議事に入り、同センターの西尾克美前副所長から「産業保健活動総合支援事業実施状況」の報告と「平成27年度事業予定」について説明があり、引き続き、鳥取労働局労働基準部の木村靖健康安全課長から「ストレスチェック制度の導入」について、現時点で当局が把握している「ストレスチェック制度に関する検討会報告書」の概要の説明がありました。

意見交換で、「同制度は受検者本人の同意がなければ事業主に検査結果の情報提供ができない点など、事業主に対するメリットがないのではないかと懸念する。」との意見や「ストレスチェックの分析結果等の取扱はデリケートな問題であり、産業医が迷うケースも多いと思われる。労働者の健康確保、職場環境の改善につなげるものにしたいため、今後の研修等を通じ精査する必要があり、制度の周知をお願いしたい。」との意見もありました。



最後に、鳥取労働局の河野純伴局長から「ストレスチェック制度については、本年12月1日の施行に向けて、厚生労働省では、より有効な制度となるよう省令の整備を行っているところであります。当局としても今後、その周知等に努め、研修の実施など同センター等と連携し、より良い制度となるよう努力します。」との閉会の挨拶をもって会議を終了しました。

着任のご挨拶



鳥取労働局

労働基準部長 高橋 靖

鳥取労働局労働基準部長の高橋です。
よろしくお願ひいたします。

前職は内閣府で、それまでは新潟・茨城・徳島労働局で監督課長の職にありましたが、中国地方での勤務は初めてとなります。

さて、私の担当いたします労働基準部においては、第12次労働災害防止推進計画に基づく労働災害の防止、適正な労働条件の確保・改善対策、最低賃金制度の適切な運営、迅速・適正な労災補償業務の運営、さらには働く方々の健康確保・仕事と生活の調和・女性や高齢者の活躍推進などの観点から、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」の推進が求められているところであります。

鳥取労働局労働基準部並びに鳥取・米子・倉吉の各労働基準監督署が一体となり、行政課題に取り組み各種施策を推進する所存でありますので、皆様方におかれましても引き続きのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。



鳥取労働局 労働基準部

監督課長 津田 恵史

このたび4月1日付けで鳥取労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました津田です。鳥取労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より、労働基準行政の運営に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

前職は厚生労働省労働基準局監督課で、中央労働基準監察の実施、技能実習生を始めとする特定分野の労働者のための監督指導に関する業務などに携わっていました。鳥取での勤務は初めてです。

鳥取県は、環境もよく人情に厚い土地柄と聞いており、日々そのことを実感しております。

既に御承知のとおり、長時間労働対策の強化が喫緊の課題であるとして、長時間労働削減の徹底に向けた重点監督を実施するほか、局長を本部長とする働き方改革推進本部のもと、仕事の進め方の見直しによる時短など企業の自主的な働き方の見直しを推進しているところです。

会員の皆様におかれましては、「長時間労働の抑制」「働き方改革」について、格別の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



鳥取労働局
雇用均等室長 廣瀬 真理

4月1日付けで鳥取労働局雇用均等室長を拝命いたしました。

前任地は岡山労働局雇用均等室ですが、十数年ぶりに岡山県を出て、豊かな自然と海の幸・山の幸に恵まれた鳥取県に参りました。

さて、鳥取県の女性のM字型カーブの底は全国より11ポイント高く、出産・育児期を通じて働き続ける女性が多いと聞いております。女性の活躍促進につきましては、「日本再興戦略」改訂2014において鍵となる施策と位置づけられており、雇用均等行政では、男女雇用機会均等法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者の間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）に、事業主の皆様がより一層お取り組みいただくよう周知啓発に努めてまいります。

また、本年4月1日に改正次世代育成支援対策推進法及び改正パートタイム労働法が同時施行されたところですが、今年度も引き続きこれらの法令等の周知徹底を図り、法の履行確保に努めてまいります。

会員の皆様におかれましては、引き続き、雇用均等行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



鳥取労働局 労働基準部
賃金室長 仲浜 弘昭

4月1日付けで労働基準部賃金室長を拝命いたしました。

さて、鳥取県最低賃金は、平成26年10月8日より13円引き上げられ、1時間667円に改正されました。賃金は、労働条件の中でも、労働者にとって大変重要で身近な問題でありますので、今一度の確認をお願いします。

現在、賃金室では、最低賃金の引上げに大きな影響がある中小企業への支援として、賃金の引上げを行うことを目指し労働能率の増進に資する設備投資等を行う事業者に対し、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」の利用促進に取り組んでいます。今後、各種説明会での紹介を予定しておりますし、当局のホームページにも掲載しておりますので、是非ともご覧いただき、ご利用をお願いします。

また、5月から8月までの間は、各事業者に統計調査をお願いする時期でもございますので、調査依頼が届いた際には、どうかご協力をお願いします。



鳥取労働局 労働基準部
労災補償課長 深田 一徳

4月1日付けで労働基準部労災補償課長を拝命いたしました。

最近の労災を巡る状況をみると、全国では精神障害事案に係る請求件数は過去最多を更新し、脳・心臓疾患事案及び石綿関連疾患に係る請求件数、認定件数は高止まりの状態となっており、鳥取県におきましても、同事案に関する請求行為が毎年、複数なされております。

また、昨年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立

し、11月より施行されたことに関連して、精神障害事案及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償状況がマスコミなどで繰り返し報道されるなど、労災補償行政に関する国民のみなさまの関心がより一層高まっており、適確な労災認定が求められています。

この精神障害事案、脳・心臓疾患事案及び石綿関連疾患などの業務上・外の判断につきましては、医学的な専門事項を含み調査事項が多岐にわたるなど複雑困難な調査事案ではありますが、局・署が一体となり、さらに迅速・適正な処理に努めて参る所存でございますので、会員の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



鳥取労働基準監督署長 房本 浩志

4月1日付けで、鳥取労働基準監督署長を拝命しました房本です。

前職は大阪労働局労働基準部監督課で主任監察監督官を務めていました。主な業務は監督署の指導と局内の調整、労働組合との折衝といったもので、個々の事業場と関わることはほとんどありませんでした。一方、監督署の業務では事業場との関わりが中心となります。

私どもの仕事では1~3年ごとに転勤がありますが、大阪府外への転勤は10数年ぶりで、鳥取での勤務は初めてです。

業務の内容が3月までとは大きく異なること、鳥取の土地柄に不案内であることから、お手間をおかけすることもあるうかと思いますが、ご指導ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い致します。

平成27年度は、4月1日に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が、12月1日に「労働安全衛生法」に定められたストレスチェック制が施行され、また、高度プロフェッショナル制の創設を含めた労働時間法制の改正について、国会審議が始まること、夏を目指して「過労死等防止対策推進法」に基づく大綱が制定される見込みであることを考え合わせると、労働基準行政にとって大きな転換点となります。労働基準協会には法令の周知等に非常に大きな役割を担っていただいているますが、このような状況から、従前にも増してご協力を賜りますようお願い申し上げます。



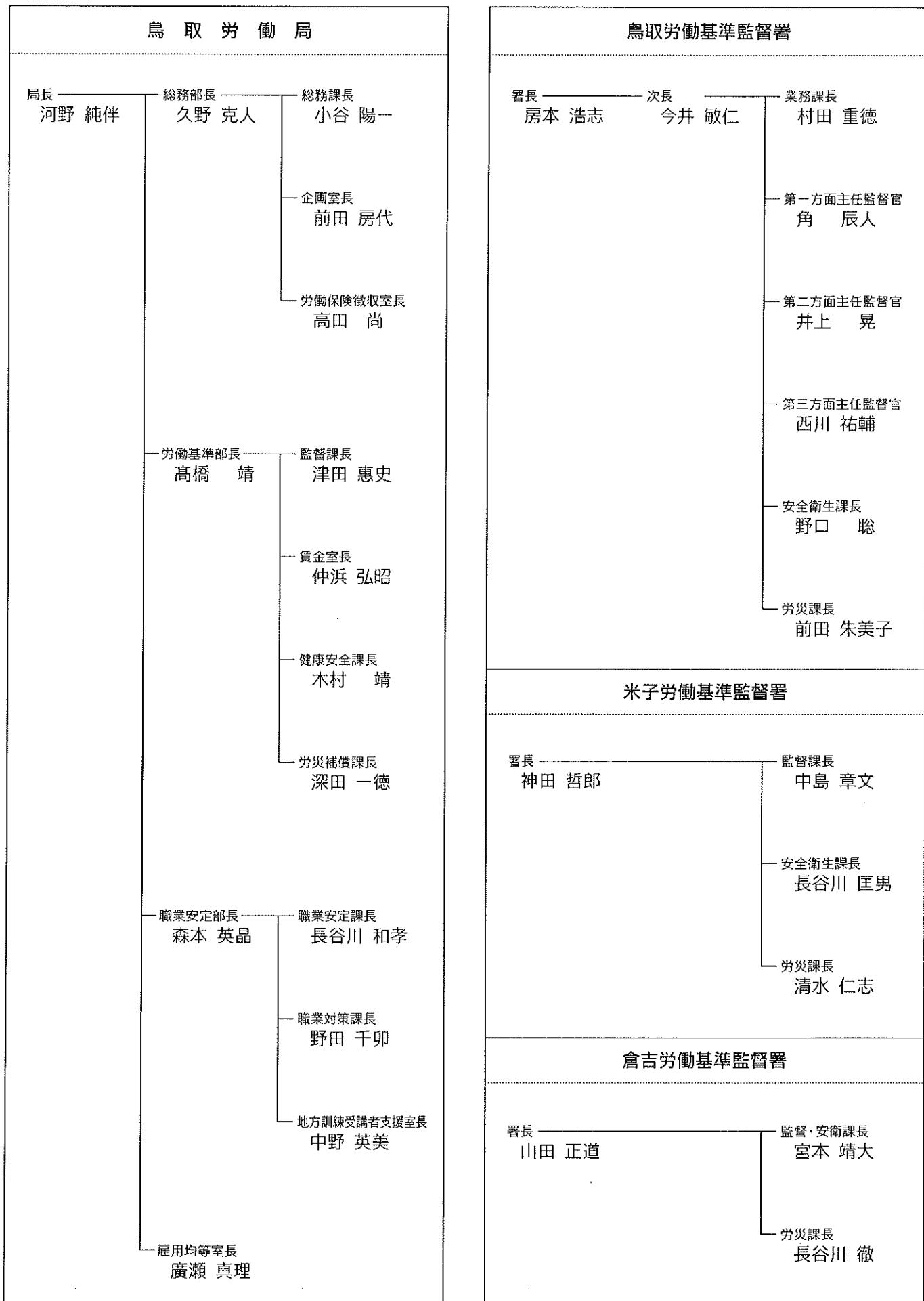
倉吉労働基準監督署長 山田 正道

このたび4月1日付けで倉吉労働基準監督署長を拝命いたしました。

私は、当署での勤務は今回で2度目になりますが、久しぶりの管内の雰囲気を新鮮に感じています。その一方で、当署では昨年の労働災害発生件数が一昨年を上回る等、様々な課題もあり、その課題を職員とともにどのように解決し、良い効果を出してゆくか模索する毎日です。

当署は鳥取県内で最も小さな署ですが、規模の大小を問わず、労働基準行政に寄せられる期待は同じと思っております。労働災害防止対策、長時間労働抑制の取組、労災補償業務の適正な運営等につきましては、これからもよりきめ細かく丁寧に対応し、倉吉署管内の使用者、労働者の皆様が、ともに“くらしよし（倉吉）”となるよう努力してゆく所存です。引き続き、皆様のお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署組織図 平成27年4月1日現在



厚生労働省 鳥取労働局 人事異動(平成27年4月1日付け)

	新官職	氏名	旧官職		新官職	氏名	旧官職
総務部	【総務課】			【鳥取署】			
	課長補佐	藤田 和美	労災補償課 主任労災監察官	署長	房本 浩志	大阪局 監督課 主任監察監督官	
	会計第二係	小谷 早貴	(新規採用)	第一方面主任監督官	角辰人	米子署 監督課長	
	会計第三係	原田 康平	(新規採用)	第一方面	菅原 秀行	(新規採用)	
	【企画室】			労働基準監督官(再任用)	西尾 克美	(短時間再任用採用)	
	室長	前田 房代	労災補償課 労災保険審査官	第三方面主任監督官	西川 祐輔	副主任監督官(併)衛生専門官	
	企画係長	田中 博行	福島局 労働基準部 監督課	安全専門官	半田 謙一	米子署 安全専門官	
	【労働保険徴収室】			補償係長	徳重 孝弘	労働保険徴収室 徴収専門官	
	室長	高田 尚	総務課長補佐	補償係長	坂本 正樹	補償主任	
	(併任)給付専門官	周藤伸一郎	米子署 労災認定調査官	【米子署】			
労働基準部	徴収第一係長	松田久美子	局監督課 監督主任	監督課長	中島 章文	安全衛生課長	
	労働基準部長	高橋 靖	内閣府 参事官補佐	監督課	山本 崇	倉吉署 監督・安衛課	
	【監督課】			安全衛生課長	長谷川匡男	鳥取署 第三方面主任監督官	
	課長	津田 恵史	本省労働基準局監督課 監察係長	安全専門官	宮村 孝	倉吉署 安全専門官	
	監察監督官	久保田 剛	課長補佐	安全衛生課	山田 和広	長野局 松本署 第三方面	
	労働時間設定改善指導官	長田 光彦	鳥取署 第一方面主任監督官	給付調査官	住谷 正樹	倉吉署 給付調査官	
	監督係長	前田 正彦	農林水産省 中国四国農政局	給付調査官	赤井 淳一	労働保険徴収室 適用第二係長	
	【賃金室】			補償係長	門脇 貴洋	鳥取署 補償係長	
	室長	仲浜 弘昭	局監督課 主任監察監督官	【倉吉署】			
	【健康安全課】			署長	山田 正道	健康安全課 主任衛生専門官	
雇用均等室	衛生専門官	國政 達也	企画室 労働紛争調整官	監督・安衛課	三富 貴大	鳥取署 第一方面	
	衛生専門官(再任用)	丸山 裕毅	(短時間再任用採用)	安全専門官(再任用)	西山 豊美	(フルタイム再任用採用)	
	【労災補償課】			労災課	板井 佳久	米子署 安全衛生課	
	課長	深田 一徳	企画室長	【転出】(平成27年4月1日付け)			
	労災保険審査官	平井 美敏	倉吉署長	石川局 労働基準部長	北代 昌巳	労働基準部長	
	労災監察官	中原 学	労災医療監察官	奈良局 労働基準部 健康安全課長	直野 泰知	局監督課長	
	調整係長	江谷 勇	米子署 給付調査官	大分局 雇用均等室長	藤原 幹大	労災補償課長	
	室長	廣瀬 真理	岡山局 雇用均等室長補佐	香川局 雇用均等室長	室谷 留美	雇用均等室長	
	機会均等指導官	伊藤 史子	兵庫局 機会均等指導官	島根局 雇用均等室長	周藤 明美	雇用均等室長補佐	
	厚生労働事務官	吉田奈保美	岡山局 労働保険徴収室	農林水産省 中国四国農政局	吉岡 幸子	米子署 補償係長	
	【出向】(平成27年4月1日付け)				岡山局 倉敷署 労災課	望月 千尋	米子署 監督課
	(独)労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター 副所長	森下 芳則	労働保険徴収室長	【退職】(平成27年3月31日付け)			
	【転入】(平成27年3月31日付け)				定年退職	西尾 克美	鳥取労働局付
	鳥取労働局付	西尾 克美	(独)労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター 副所長	定年退職	西山 豊美	賃金室長	
				定年退職	丸山 裕毅	鳥取署長	

東部支部だより

定期会員会議を開催

平成27年度の東部支部定期会員会議は、去る4月22日に鳥取市内の「白兎会館」において、来賓に高橋靖労働基準部長、廣瀬真理雇用均等室長、津田恵史監督課長、鳥取労働基準監督署から房本浩志署長のいずれも本年4月1日付けで新しく鳥取に赴任された方々をお迎えし、盛大に開催されました。

当日は、竹中由紀夫支部長の挨拶に次いで、来賓を代表して、高橋労働基準部長と房本署長から祝辞をいただいた後、竹中支部長を議長に選出して、平成26年度事業報告並びに決算報告、平成27年度事業計画並びに予算案が審議され、原案通り可決承認されました。

続いて、山下恭史幹事（副支部長）の辞任に伴う後任幹事の補選に入り、吉田和徳氏（鳥取銀行）が選任されました。なお、吉田氏は支部長の委嘱により、副支部長に就任されました。

会議終了後、鳥取労働局から新年度の行政運営方針の概要、当面の行政課題等について説明を受けました。

（決算書の概要は次表のとおり）

平成26年度決算書（経常増減の部 経常収益）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会 費 収 入	3,592,000	3,652,500	60,500
事 業 収 益	8,460,000	9,881,029	1,421,029
雑 収 益	525,000	542,657	△72,383
当期収入合計	12,577,040	13,986,186	1,409,145
前期収支差額	5,558,301	5,558,301	0
合 計	18,135,341	19,544,487	1,409,146

平成26年度決算書（経常増減の部 経常費用）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費	10,548,655	11,196,512	647,857
管 理 費	782,845	1,044,753	261,908
減 償 償 却 費	0	0	0
予 備 費	6,803,841	0	△6,803,841
経 常 費 用 計	18,135,341	12,241,265	△5,894,076
当期収支差額	0	7,303,222	7,303,222

西部支部だより

西部支部定期会員会議を開催

平成27年4月27日（月）ホテルサンルート米子において、定期会員会議が高橋靖労働基準部長、廣瀬真理雇用均等室長、津田恵史監督課長、神田哲郎米子労働基準監督署長を来賓としてお迎えして開催されました。来賓を代表して神田署長から祝辞を賜りました。

議事に入り、永東支部長が議長に選出され、平成26年度事業報告、同収支決算報告、平成27年度事業計画、同収支予算案が審議され、いずれも原案のとおり承認・議決されました。

会員会議終了後、セミナーを開催し津田課長、廣瀬室長に講演をしていただきました。

特別教育開催のご案内

西部支部では次のとおり特別教育を予定しておりますので、多数の方の受講をお願いします。

① アーク溶接等業務特別教育

一学科 5月25日（月）・26日（火）

一実技 5月27日（水）～29日（金）

② 5トン未満クレーン運転業務特別教育

一学科 6月10日（水）・11日（木）

一実技 6月14日（日）

中部支部だより

相談窓口からの内容を紹介します

問. 1 事業場において、危険有害業務に係る特別教育を実施したいのですが、講師に資格が必要ですか

答：特別教育の講師についての資格要件は法令の定めはありませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないことは当然です。

問. 2 労働者から、年次有給休暇を時間単位で付与してほしいとの要望がありますが、可能でしょうか

答：労使協定を締結すれば、年5日を限度として、労働者が希望することを前提に、時間単位の付与・取得することができます。この場合の労使協定で定める事項は、次のとおりです。（なお、時間単位の年休は、休暇に関する事項として、就業規則にもその内容を記載しなければなりません。）

①時間単位年休の対象労働者の範囲

仮に一部を対象外とする場合は「事業の正常な運営」を妨げる場合に限られます。（したがって、例えば、育児している労働者に限るなど取得目的により対象範囲を定めることはできません。）

②時間単位年休の日数

5日以内の範囲で定めます。（前年度からの繰越分があっても、上限は5日）

③時間単位年休1日分の時間数

1日分の年休に対応する時間数は、所定労働時間数を基に定めます。なお、1日7時間30分など1時間に満たない端数がある場合は、1日8時間に切り上げて計算することとなります。

④1時間以外の時間を単位とする場合の時間数

1時間以外の時間を単位とする場合は、その時間数（例「2時間」）を定めます。

安全管理教育等講習会のご案内

中部支部では、下記のとおり特別教育、研修会を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

①巻上げ機運転業務特別教育

6月 9日（火） 学科（倉吉体育文化会館）

6月 10日（水） 実技（JA東郷梨選果場）

②安全管理者等研修会

6月 17日（水）（倉吉交流プラザ）